

独禁法の基本条文 (どこにあるか)

2

マクロとミクロ

- * どこにあるか
- * 何が書かれているか

独禁法の条文を理解するための勘所

* 違反要件の条文

- * 昭和20年代から実質的な改正がない
- * 大雑把で意味不明な条文が多い
- * 基本的な考え方を落とし込む乱雑な受け皿
 - ▶ 「条文選択」について

* 法執行の条文

- * 昭和52年改正以後の改正は全てこちら
- * 最近の法制執務による精密な条文が多い
- * 何がどこにあるかだけを知っておけばよい

- * 独禁法（法律）には公式の見出しがない
 - * 昭和22年・23年頃までに制定のもの
 - * 六法の見出しは編集部（協力者）が書いた
 - * 司法試験六法は原文どおり（見出しなし）
 - * 一般指定には公式の見出しがある
 - ▶ 現行のものは昭和57年制定

「独禁法の基本条文」

- * 厳選した条文
 - * ミクロ理解動画で書き込みながら読み解き
- * 不公正な取引方法
 - * 順序だけ平成21年改正前に戻したものの

独禁法の基本条文 (白石忠志) 2019-12-02

独禁法の基本条文のうち
私的独占・不公正な取引方法の条文
「シッフ」は独禁法第二條第五項・同
條第九項第一号、第五号、同
明細は一般指定と独禁法第二條第九
項第六号

⑤ この法律において「私的独占」と
は、事業者が、単独、又は他の事
業者と結んで、若しくは通謀し、そ
の他いかなる方法をもつてそのかを
問はず、他の事業者の事業活動を排
除し、又は支配することにより、公
共の利益に反して、その取引分野
における競争を実質的に制限するこ
とをいふ。

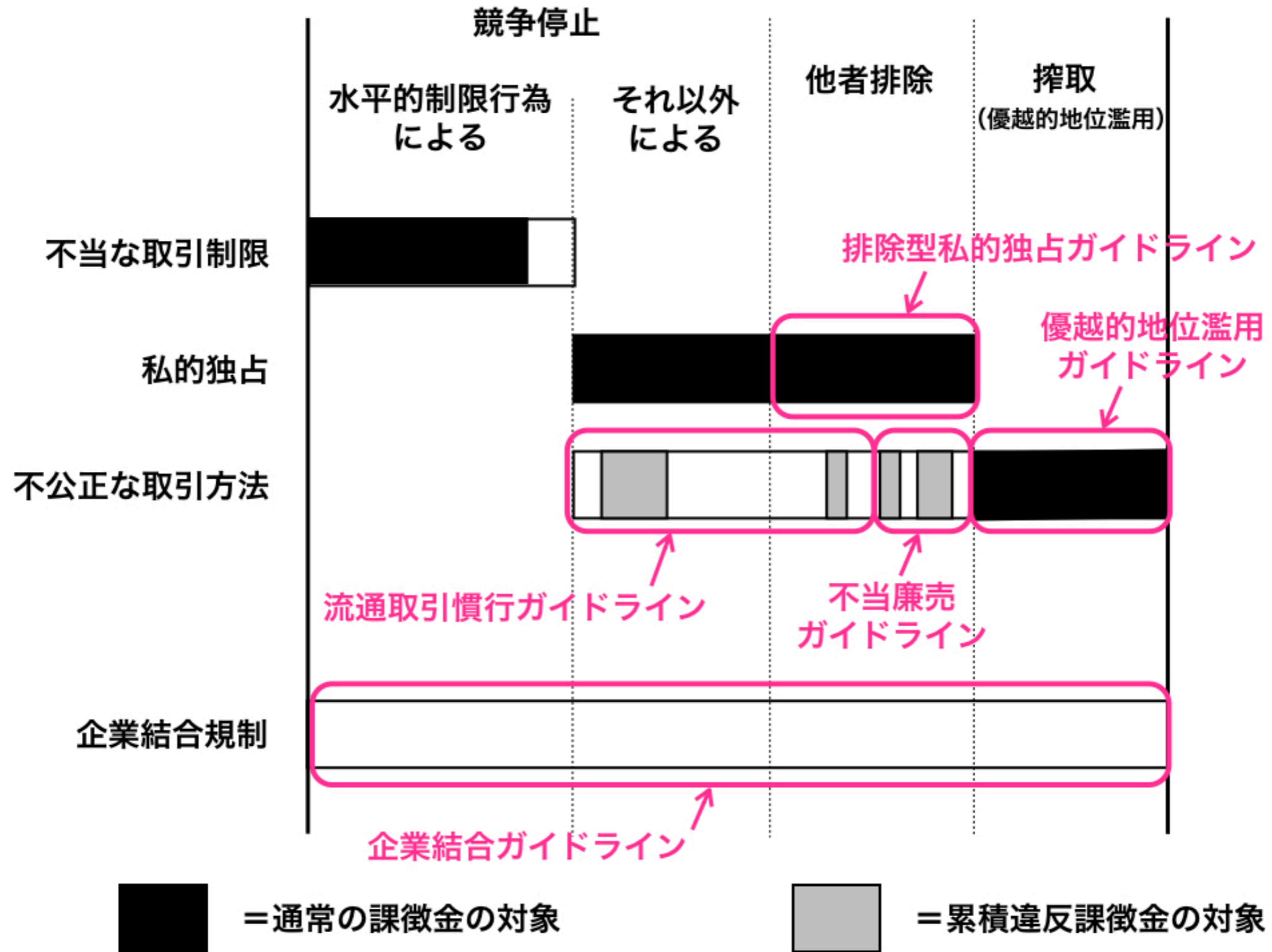
⑨
一 正当な理由がないのに、競争者と
共同して、次のいずれかに該当する
行為をするとき。
イ ある事業者に対し、供給を拒絶
し、又は供給に係る商品若しくは
役務の数量若しくは内容を制限す
ること。
ロ 他の事業者間、ある事業者に対
する供給を拒絶し、又は供給に
係る商品若しくは役務の数量若し
くは内容を制限すること。

(共同の取引拒絶)
1 正当な理由がないのに、自己と競
争関係にある他の事業者（以下「競
争者」という。）と共同して、次の各
号のいずれかに掲げる行為をするこ
と。
一 ある事業者から商品若しくは役
務の供給を受けることを拒絶し、
又は供給を受ける商品若しくは役
務の数量若しくは内容を制限する
こと。

(差別的拒絶)
2 不当に、ある事業者に対し取引を
拒絶し若しくは取引に係る商品若し
くは役務の数量若しくは内容を制限
し、又は他の事業者にこれらに該当
する行為をさせること。

二 他に、地域又は相手方により差
別的な対価をもつて、商品又は役務
を供給することであつて、
他の事業者の事業活動を困難にさせ
るおそれがあるもの。

3 私的独占の禁止が公正取引の確
保に関する法律（昭和二十二年法律
第五十四号。以下「法」という。）第
二條第九項第二号に該当する行為の



競争の実質的制限と公正競争阻害性

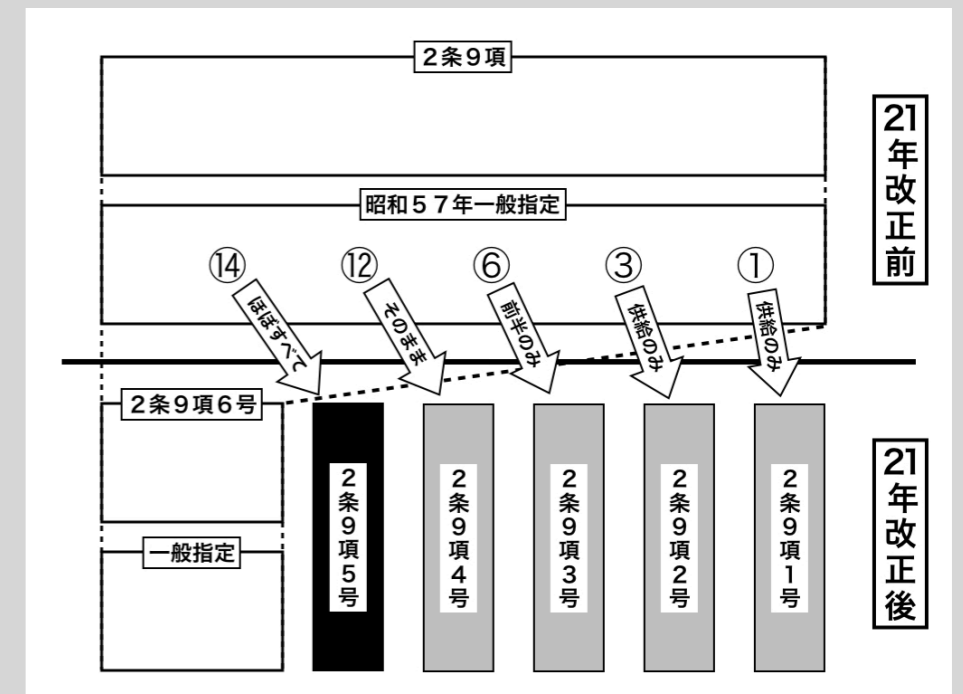
- * 一定の取引分野における競争の実質的制限
 - * 常に原則論貫徹説で解釈
- * 公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）
 - * 競争停止的事案 価格維持効果
 - * 他者排除的事案 排除効果説
重視
- * 上記は、「反競争性」に関すること
 - * 正当化理由がない、ということも必要

水平的行為による競争停止

- * 2条6項「不当な取引制限」
 - * ハードコアも非ハードコアも
 - * 「3条」について 9k90-91
 - * 日本特有の文言 → 9k98-100, 102-106
- * 法執行関係条文
 - * 排除措置命令 7条
 - * 課徴金納付命令 7条の2 (7条の3)
 - * 刑罰 後述
 - * 確約制度 (非ハードコアのみ)

私的独占と不公正な取引方法

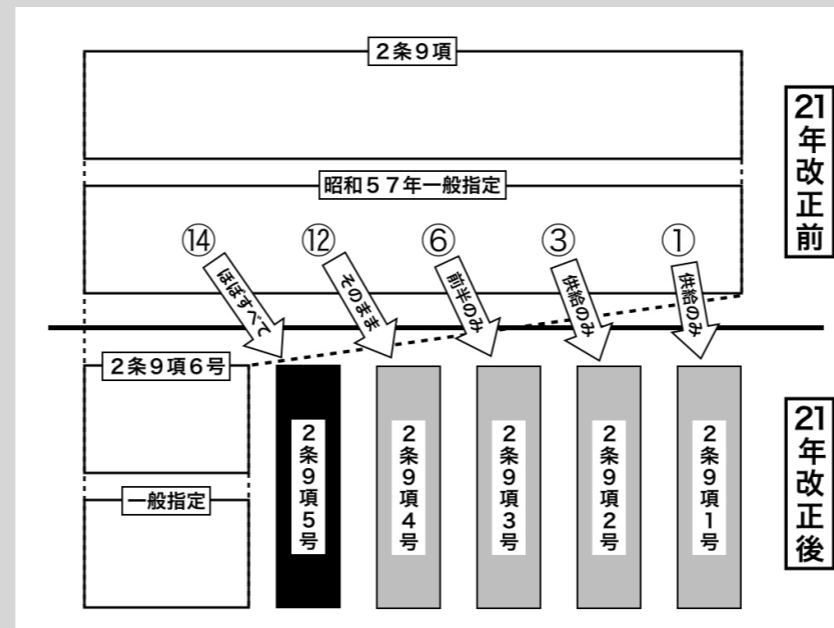
- * 9k128-139
- * 違反要件の差
 - * 競争停止 「おそれ」
 - * 他者排除 原則論貫徹説・排除効果重視説
- * 法執行の差
 - * 課徴金の有無
 - * 確約制度の導入で区別の実益が薄れつつある
 - * 24条差止請求



不公正な取引方法の条文の構造

* 9k134-139

- * 平成21年改正でめちゃくちゃになった
 - ▶ 違反の範囲は昭和20年代から不変



- * 9k137 「不当に」「正当な理由がないのに」
- * 9k138-139 3分類

- * 排除措置命令
 - * 私的独占は 7条
 - * 不公正な取引方法は 20条
- * 課徴金納付命令
 - * 私的独占は 7条の9
 - * 不公正な取引方法は 20条の2～20条の6
- * 確約制度
 - * 48条の2～48条の9

非水平的行為による競争停止

- * 私的独占（支配型） 2条5項
- * 不公正な取引方法
 - * 一般指定12項が一般条項
 - * 2条9項4号が典型例
- * ポイント
 - * 「不公正な取引方法を中心に」が相場
 - ▶ 平成3年の流通取引慣行ガイドライン
 - * 支配・被支配（拘束・被拘束）の取引関係

9k 152

* 私的独占（排除型） 2条5項

* 不公正な取引方法

* 取引拒絶系

▶ 2条9項1号～一般指定5項

▶ 一般指定11項・12項（12項が一般条項）

▶ 一般指定10項も

* 略奪廉売系

▶ 2条9項3号・一般指定6項

* 一般指定14項

9k 152

- * 2条9項5号
 - * 一般指定13項と特殊指定は忘れてOK
- * 課徴金：20条の6

* 事業者団体が主導する行為

* 8条

- ▶ 1号 競争の実質的制限（課徴金あり）
- ▶ 2号 （使わない）
- ▶ 3号 数の制限……他者排除
- ▶ 4号 構成事業者の機能制限……競争停止
- ▶ 5号 他者に不公正な取引方法をさせる

* 8条の2 排除措置命令

* 8条の3 課徴金納付命令

- * 9条と11条は、関係者以外は見なくてOK
- * 10条、13条～17条
- * 各条は、それぞれ、3つに分かれる
 - * 違反要件 ⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦⑥⑤④③②① 10
 - * 届出義務の要件 ③②① 15
 - * 企業結合審査手続
- * (13条・14条・17条は違反要件だけ)
- * 排除措置命令は17条の2だが50年間不使用
- * 18条は使われていない

- * 国内事件と同じ条文を使う
 - * 国際事件でも「我が国市場」への影響あれば国内事件と同じ条文が使える
- * 6条・8条2号は使わない 9k233

9k 124

- * 減免制度：順位減免 7条の4 合意減算 7条の5
- * 立入検査など47条（犯則調査なら101条以下）
- * 命令 確約制度 警告・注意 打切り
- * 確約制度 48条の2～48条の9
- * 命令
 - * 意見聴取手続 49条～60条 を経て
 - * 排除措置命令61条 課徴金納付命令62条
- * 抗告訴訟
 - * 東京地裁のみ 85条（民事第8部）

9k 14

- * 減免制度（前スライド）
- * 犯則調査 101条以下（検察の捜査と共同）
- * （告発問題協議会）
- * 告発
 - * 告発 74条
 - * 「専属告発」 96条
- * 起訴（以下は刑事訴訟法のとおり）
- * 84条の3 「地方裁判所」

- * 損害賠償請求 25条 民法709条
- * 差止請求 24条
- * その他
 - * 契約条項などを無効とする主張 民法90条
- * フォローオン
 - * 損害賠償（25、709）、他
- * スタンドアローン
 - * 損害賠償（709）、差止請求（24）、他